○ 独立行政法人住宅金融支援機構令和5年度年度計画 (抄)

変 更 後

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、第四期中期目標及び第四期中期計画を踏まえ、地方公共団体、民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、令和5年度においては次に掲げる取組の実施を通じて、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を着実に達成し、我が国の住生活の向上を金融面から支援する。

1. 証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。

①~⑦ (略)

⑧ こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住 まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅 の取得を支援する。

(指標:フラット35子育てプラスの申請件数)

⑨~⑴ (略)

2. (略)

変更前

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、第四期中期目標及び第四期中期計画を踏まえ、地方公共団体、民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、令和5年度においては次に掲げる取組の実施を通じて、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を着実に達成し、我が国の住生活の向上を金融面から支援する。

1. 証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。

①~⑦ (略)

(新設)

<u>⑧</u>~<u>⑫</u> (略)

2. (略)

3. 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の 融通を補完するため、住宅資金融通事業においては丁寧な審査を行いつつ、各地域 において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活 かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進 、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を 検証する。

①~① (略)

(i) 空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、地方公共団体等と連携し、 空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供その 他の援助を行う。

①・⑧ (略)

3. 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業においては丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する。

①~⑤ (略)

(新設)

16・17 (略)